

神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要領

平成6年6月23日 局長決定

令和6年3月1日 改正

(目的)

第1条 この要領は、神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要綱(以下「要綱」という。)第22条の規定に基づき、神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(採択要件)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)のうち、共同化タイプ又は市街地環境形成タイプに該当するもの。
- (2) 以下のいずれかの事業に該当するもの。
 - イ 都市計画事業に関連して施行されるものであって、施行により当該都市計画事業の推進に明らかな効果が認められるもの
 - ロ 施設建築物及び施設建築敷地(以下「施設建築物等」という。)の整備により、施行地区内及びその周辺における市街地整備上の課題の解消に一定の効果が認められるもの(災害復興事業に位置付けられるものに限る。)
 - ハ 施行地区及びその周辺において、不足かつ整備の必要性が認められる公共公益施設等の整備を併せて行うもの
 - ニ 景観上重要な歴史的建造物等の復元又は保全に特段の配慮をなすため、過大な負担が必要なもの
 - ホ その他、まちづくりに寄与するものとして市長が特に認めるもの
- (3) 施行者等は、当該事業の整備計画の内容について、あらかじめ説明会若しくはその他の方法を実施し、当該事業の整備計画の内容について近隣の所有者等の概ねの理解を得ていること。

(補助対象及び補助金)

第4条 補助対象事業の費用(以下「補助対象事業費」)は、別表1及び別表2によるほか、当該年度の市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日建設省住街発第47号 以下「再開発等補助要領」という。)に定めるところにより算出する。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。

2 基本設計(敷地設計費及び資金計画作成費を含む)、実施設計、工事監理の補助対象事業費の算定については、「神戸市市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業に係る基本設計、実施設計、工事監理の補助対象事業費の算定方法について」平成31年4月1日建築住宅局長・都市局長決定)により算出するものとする。

附 則

この要領は、平成6年6月23日から施行する。

附 則(平成13年11月1日改正)

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日改正)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月1日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、この要領の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

附 則(平成22年3月15日改正)

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附 則(平成23年4月1日改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月31日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

(失効規定の廃止)

1 この要領の失効規定は、平成23年10月31日をもって廃止する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月1日改正)

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

別表1

○:補助対象 △:補助対象(市長が特に必要と認める場合に限る)

施行区域	第3条第2号の区分	調査設計計画	土地整備	共同施設整備
都市再開発法第2条 の3第1項第2号の 地区内	イ、ロ、ハ、ニ	○	○	○
	ホ	○	△	△
その他の区域	イ	○	○	○
	ロ	○	○	○
	ハ	○		
	ニ	○	○	
	ホ	○		

別表2

○:補助対象 △:一部補助対象 -:対象外 (包括積算の場合 包:包括積算施設 個:個別積算施設)

	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ	
	住宅型等 *1	一般 *2	住宅型等 *1	一般 *2
イ 調査設計計画費				
(1)基本構想作成費	○	○	○	○
(2)事業計画作成費				
①基本設計費	○	○	○	○
②敷地設計費	○	○	○	○
③資金計画作成費	○	○	○	○
④現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○	△ *4	△ *4
(3)地盤調査費	○	○	○	○
(4)建築設計費	○	○	○	○
ロ 土地整備費				
(1)建築物除却等費	○	○	○	○
(2)補償費等 *5	△	△ *6	△	△ *6
ハ 共同施設整備費				
(1)空地等				
①通路整備費	○:包	○:包	○:包	○:包
②駐車施設整備費 *7	○:包	○:包	○:包	○:包
③児童遊園整備費	○:包	○:包	○:包	○:包
④緑地整備費	○:包	○:包	○:包	○:包
⑤広場整備費	○:包	○:包	○:包	○:包
(2)供給処理施設				
①給水施設整備費	○:包	-	○:包	-
②排水施設整備費	○:包	-	○:包	-
③電気施設整備費	○:包	-	○:包	-
④ガス供給施設整備費	○:包	-	○:包	-
⑤電話施設整備費	○:包	-	○:包	-
⑥ごみ処理施設整備費	○:包	-	○:包	-
⑦情報通信施設整備費	○:包	-	○:包	-
⑧熱供給施設整備費	○:包	-	○:包	-
(3)その他施設				
①共用通行部分整備費	○:包	-	○:包	-
②防災性能強化工事費	-	-	-	-
③防災関連施設整備費	○:個	○:個	○:個	○:個
④防音・防振等工事費	○:個	○:個	○:個	○:個
⑤社会福祉施設等との一体的整備費	○ *10	○ *10	○ *10	○ *10
⑥立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○:個	○:個	○:個	○:個
⑦公共用通路整備費	-	-	○:個	○:個
⑧駐車場整備費	△:個 *8	△:個 *8 *9	△:個 *8	△:個 *8 *9
⑨機械室(電気室を含む)整備費	○:包	-	○:包	-
⑩集会所及び管理事務所整備費	○:包	-	○:包	-
⑪高齢者等生活支援施設整備費	○:個	-	○:個	-
⑫子育て支援施設整備費	○:個	○:個	○:個	○:個
⑬避難設備設置費	-	-	-	-
⑭消火設備及び警報設備設置費	-	-	-	-
⑮監視装置設置費	-	-	-	-
⑯電波障害防除施設設置費	○:包	○:包	○:包	○:包

*1 再開発等補助要領第24号、第26号及び第28号に規定する住宅型プロジェクト、地域活性化プロジェクト、福祉空間形成型プロジェクト又は防災活動拠点型プロジェクトをいう。

*2 上記*1以外のものをいう。

*3 「国優建要綱」とは、優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日建設省住街発第63号)をさす。

*4 現況測量及び現況調査費に限る。

*5 市長が特に必要と認める場合に限る。

*6 再開発等補助要領第5第3号一の次表(注1)に該当するものに限る。

- *7 公衆が常時利用できる非営利的駐車施設に限る。機械式駐車設備については原則として補助対象としない。ただし、従前権利者入居戸数分(店舗等を含む)について附置義務台数分を限度に補助対象とすることができる。
- *8 原則として補助対象としない。ただし、従前権利者入居戸数分(店舗等を含む)について附置義務台数分を限度に補助対象とすることができる。
- *9 整備に要する費用の1/4の額を上限とする。
- *10 再開発等補助要領第5第3号一の次表(注2)に該当するものに限る。